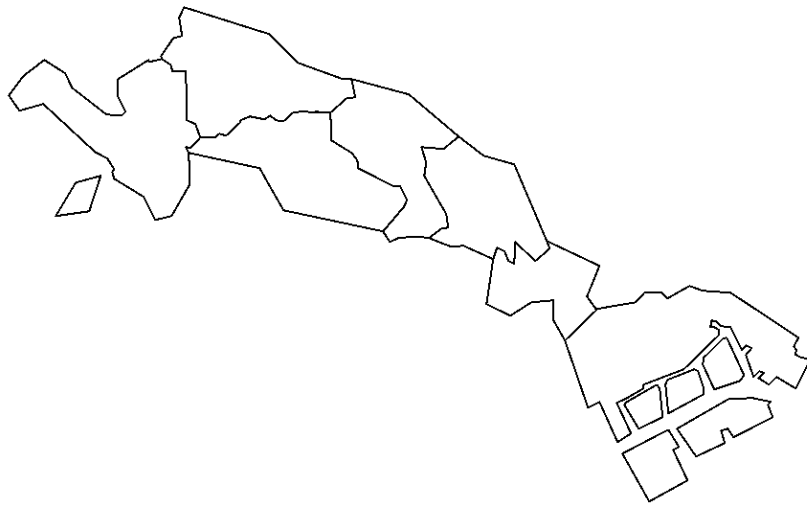


市計画概要



- 1 計画策定の趣旨・期間
- 2 令和 7（2025）年以降を見据えためざす姿
- 3 第 7 期計画期間における施策の方向性
- 4 第 7 期計画の実施状況の点検・見直し

1 計画策定の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

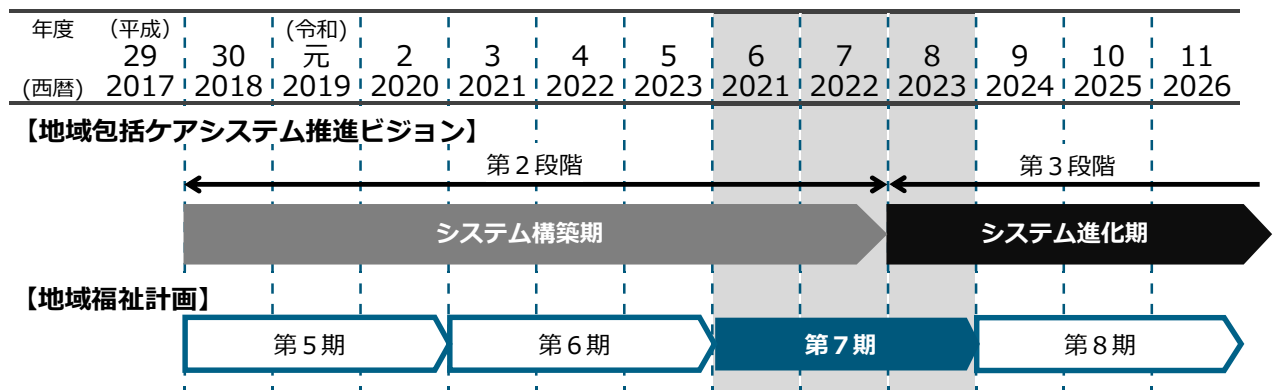
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第 107 条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業（同法第 106 条の 3 第 1 項各号）の実施に関する事項

本市では、平成 16（2004）年度に第 1 期計画がスタートし、今回は第 7 期となります。また、第 7 期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

(2) 計画の期間

第 7 期計画の計画期間は、**令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間**です。



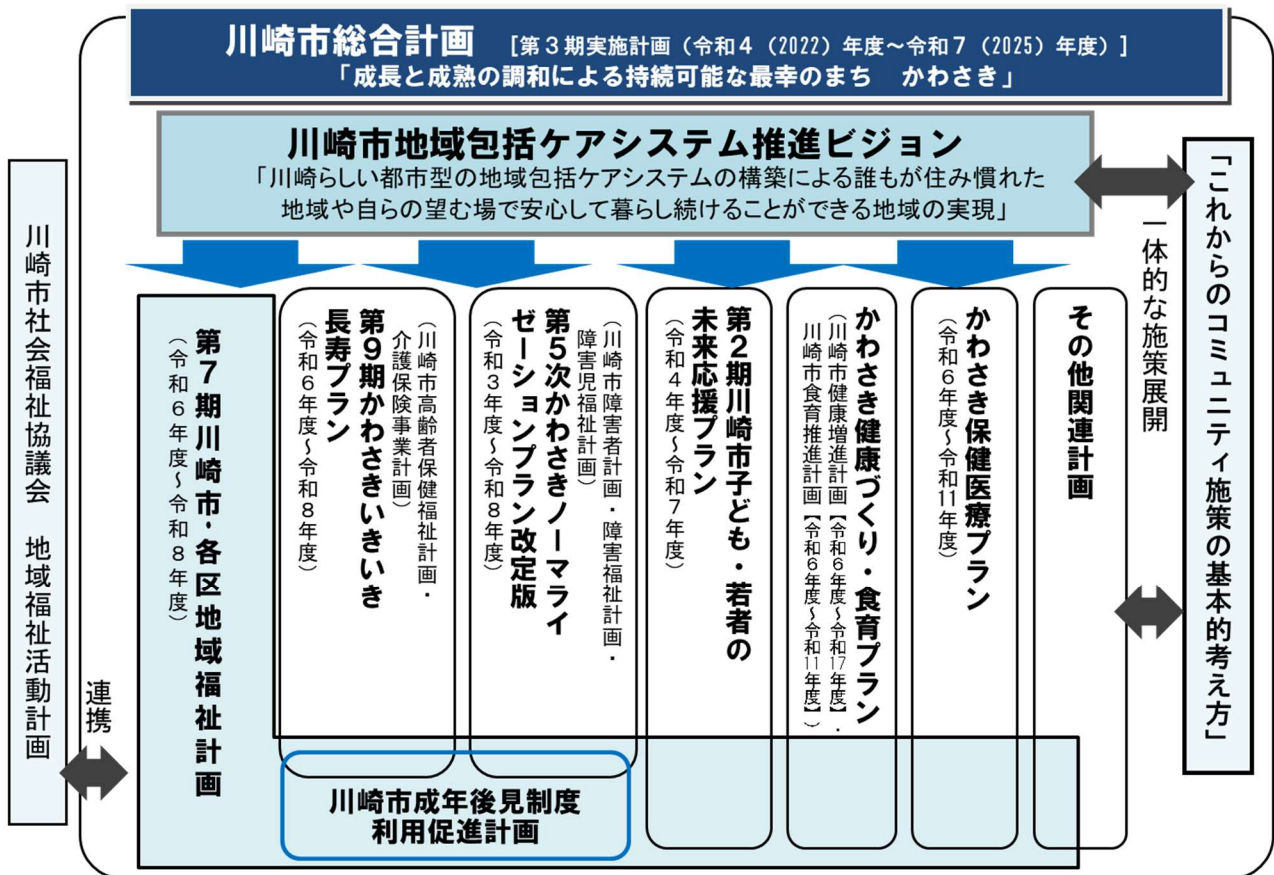
(3) 地域福祉計画と関連計画等の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下、「推進ビジョン」という。）を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和 5（2023）年度）の「第 7 期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第 107 条第 1 項第 1 号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の 1 つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。各区計画においては、地域特性に応じた取組等をまとめています。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第 6 期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」を本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関連性】



また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を踏まえ、市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこととし、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であるとともに、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があります。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

（1）地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

（2）地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

（3）令和 7（2025）年以降を見据えた想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約 31.5 万人（令和 4（2022）年 10 月 1 日現在）ですが、令和 7（2025）年には 34 万人まで増加することが見込まれます。特に、75 歳以上の後期高齢者については、16.8 万人から、令和 7（2025）年には 20.5 万人まで増加することが見込まれます。また、その後、令和 12（2030）年頃の人口のピークを経て、令和 27（2045）年頃には、現役世代が約 2 人で 1 人の高齢者を支える状況となることを見込まれています。

さらに、人口動態と関連して、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等により、地域社会が変容し、生活課題の複雑化・多様化が進んでいくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、現在、第 2 段階の「システム構築期」として、令和 7（2025）年度を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けた各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。さらに、第 2 段階に

続く第3段階の社会状況を見据え、令和7（2025）年以降に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7（2025）年以降の社会変容への対応に向けた取組を推進します。

【令和7（2025）年以降の当面想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年以降の当面想定される課題	令和7（2025）年以降の地域福祉のめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナを見据え「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて地域差が出てきており、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○家族機能が縮小し、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面していることから、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナの「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、オンライン等の活用による地域の状況に応じた多様な住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識ではなく、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、プラットフォームビルダー等として、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結び付かない人を地域の中で気にかかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声を上げられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲や相談機関に相談でき、包括的な支援につながる環境づくりが行われている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要配慮者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。
健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が連携・協働し、オンライン等を活用した地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

(1) 計画の基本理念・目標

第7期計画では、第6期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査の二ーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第6期計画を踏襲し「**市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせるふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～**」とします。

さらに、基本目標は「推進ビジョン」を踏まえ、「①ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、「②安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「③多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現」、「④一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」「⑤地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」の5つとし、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

【第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図】

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

【基本目標】

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

(2) 誰もが参加できる健康・いきがづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

(3) 地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

(4) 権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
 - ・あんしんセンターの運営支援
 - ・成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オンブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住宅政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

(3) 活動・交流の場づくり

- ① 地域福祉施設の運営
(総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

(4) 地域における移動手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健幸福寿プロジェクト

(2) ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

(3) 地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援・相談事業
- ④ 母子保健指導・相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

(2) 保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

(3) 保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

(4) 虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策・就労支援事業

(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

5

地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

(2) 社会福祉協議会との協働・連携

- ① 社会福祉協議会との協働・連携

(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

- ① 川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

(2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

人口 150 万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第 6 期計画においては、「区域」を第 1 層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第 2 層として、市内を 44 に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会・自治会や小学校区等の「小地域」を第 3 層としました。

こうした中、第 6 回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が 7 割を超えるなど、互いに支え合う関係づくりを行う範囲は、主に町名単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、地域においては、小地域の範囲で心配事や悩み事についての声が上げられ、住民同士の顔の見える関係づくりが進められていると考えられることから、第 7 期計画においては、小地域においてこれらの取組を支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第 6 期計画で「地域ケア圏域」と位置づけた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】（令和5（2023）年4月1日現在）

	圏域	圏域の考え方
第3層	<p>(小地域)</p> <p>※住民同士の顔の見える関係づくりが行われており、行政がこれを支援する圏域</p> <p>町内会・自治会（650） 小学校区（114 校区） など</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常生活支援などを行う。 地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 P T Aを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進している。 など
第2層	<p>(中地域)</p> <p>地域ケア圏域（44 圏域）</p> <p>※行政が中心となり多様な主体と連携し、地域マネジメントを行う圏域</p> <p>人口平均 約 3.5 万人 中学校区（52 校区） 地区社会福祉協議会（40 地区） 地区民生委員児童委員協議会（56 地区）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。 今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。
第1層	<p>(行政区域)</p> <p>人口 17 万人～26 万人程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	<p>(市域)</p> <p>人口 約 154 万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の地域づくりが進んでいくよう、各区計画に、地域ケア圏域ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

4 第7期計画の実施状況の点検・見直し

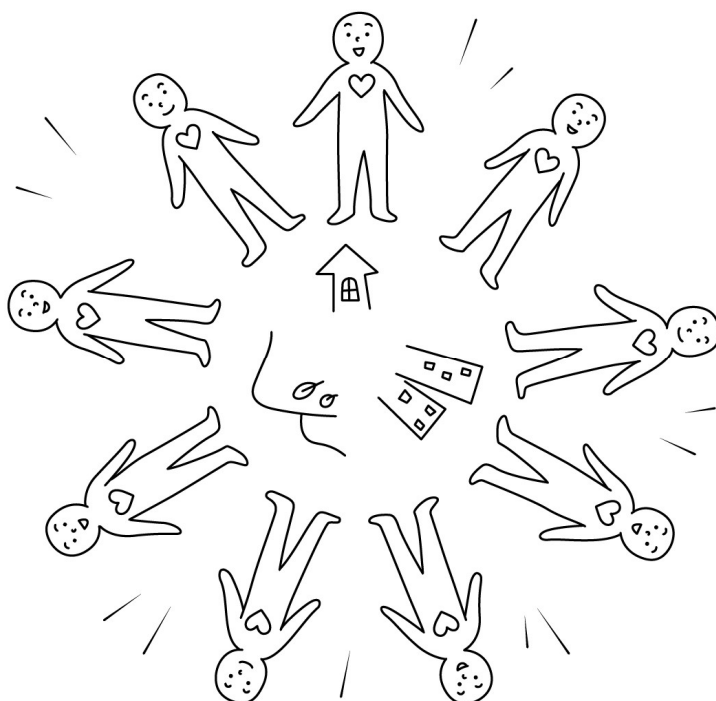
本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、P D C A サイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和9（2027）～11（2029）年度）につなげます。

資料編



- 1 各事業・取組及び担当課一覧
- 2 第7期幸区地域福祉計画の策定経過
- 3 各種要綱

1 各事業・取組及び担当課一覧

基本目標 1 ひろがる

方針 1-1 《知る》#わがまち、#地域包括ケア

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 まちを知り、地域包括ケアのことを知る	1	市政だより幸区版、幸区ホームページでの発信	まちに関する情報や地域包括ケアに関する情報などを毎月提供する。	企画課
	2	さいわいガイドマップの発行	幸区の地図情報や行政情報を提供する。	地域振興課
	3	地区カルテの作成、共有 ※再掲 50	統計情報や地域情報等に基づき、地域の特徴や現状・課題等をまとめた情報を共有する。	企画課 地域ケア推進課
	4	保健福祉情報さいわいの発行 ※再掲 53	保健福祉に関する情報を掲載し、年2回、全世帯へ配布する。	地域ケア推進課
	5	こども情報ネットさいわいの発行	区内小中学校、高校生徒向けに、地域包括ケアシステムに関する情報の広報誌を発行する。	地域ケア推進課
	6	かわさきアプリでの情報発信 ※再掲 54	子育て向けのイベント情報をかわさき子育てアプリで情報発信を行う。	全課
2 講演・講座に参加して知識を広げる	7	地域包括ケアシステム推進に関する講演・講座	地域包括ケアに関する講座を開催する。	地域ケア推進課
	8	認知症サポーター養成講座 ※再掲 14、40、81	認知症の人とその家族への応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催する。	地域支援課
	9	健康づくりに関する講座	区民を対象にした生活習慣病等に関する健康教育を実施する。	地域支援課
	10	障害に関する講座	地域住民を対象に精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行う。	高齢・障害課
	11	子育て家庭向けの講座	子育てに関係するテーマの講座を開催する。	地域ケア推進課
	12	町内会・自治会活性化講座	町内会・自治会が担う重要な役割について学ぶ機会を提供し、地域コミュニティ活動への理解と参加を促すことで、町内会・自治会活動の活性化を図る講座を開催する。	地域振興課
13	保育所、地域子育て支援センター等、区内公的児童施設を活用した子育て支援事業 ※再掲 48、96、108	地域の子ども子育て支援の充実や、子育て力向上をめざし、幸区保育総合支援担当、地域子育て支援センター、公立保育所等を中心とした子育て支援事業を行う。「子育て講座」「育児相談」「交流の場の提供」の実施を行うとともに、区内公民保育所・地域子育て支援センター等の子育て支援関係者を対象とした研修や連絡会を開催する。	保育所等・地域連携担当	
3 身近な地域での出前講座に参加する	14	認知症サポーター養成講座 ※再掲 8、40、81	認知症の人とその家族への応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催する。	地域支援課
	15	ぼうさい出前講座 ※再掲 120	市が行う防災対策の説明や、各個人・家庭でできる防災対策の解説等を行い、防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図る講座を開催する。	危機管理担当
	16	健康に関する講座（中学校向け）	健康に関する講座を中学校に出向いて行う。	地域支援課
	17	思春期健康支援事業	小中学校、高校で、喫煙、薬物乱用防止、性教育等の教室を開催する。	地域支援課
	18	感染症予防に関する出前講座	社会福祉施設等を対象とした感染症予防に関する講習会やポスター掲示等による普及啓発を行う。	衛生課
	19	食中毒予防に関する出前講座	社会福祉施設等を対象にした食中毒予防の普及啓発、手洗い教室を行う。	衛生課

方針 1-2 《保つ》#子どもの健康、#自分の健康

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 子どもの健康を保つ	20	両親学級の開催	初めて出産される方やそのパートナーの方を対象に、妊娠中の生活や、出産・育児についての講話や実習を行う。	地域支援課
	21	新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業 ※再掲 95	生後 4 か月目までの赤ちゃんのいるご家庭に対し、訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定や相談を行う。または、子育て家庭と地域とのつながりをつくるため研修を受けた地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける。	地域支援課
	22	乳幼児健康診査	3 か月、7 か月、1 歳 6 か月、3 歳、5 歳の時期に乳幼児健康診査を実施する。	地域支援課
	23	産後の健康相談、育児相談	産後の母親の健康や、日常の育児の心配や不安があるとき、子どもの成長や発達を確かめたいときの育児相談を行う。	地域支援課
	24	離乳食・幼児食教室の開催	子どもの成長に合わせた離乳食や幼児食のポイントの紹介や相談を実施する。	地域支援課
	25	家庭・地域教育学級	子どもを豊かに育む地域社会を創造するために、子育てに関する家庭・地域課題の連続講座を幸市民館及び日吉分館でそれぞれ開催する。	生涯学習支援課 日吉分館
2 高齢期の健康を保つ	26	介護予防グループ支援事業	体操、ウォーキンググループ、閉じこもり予防を目的としたサロン等への運営支援や健康教育を実施する。	地域支援課
	27	いこい元気広場事業	老人いこいの家で、事業者が転ばない体づくりのための体操と介護予防・健康づくりに関する講話の実施にあたっての支援を行う。	地域支援課
	28	シニアの社会参加支援 ※再掲 43	毎年テーマを変え、区民が興味湧く講座を開催し、社会参加のきっかけづくりを行う。	生涯学習支援課 日吉分館
	29	老人クラブの活動支援	高齢者が地域活動において、主体的に集まる仲間づくりの場として、老人クラブ活動を支援する。	高齢・障害課
3 生涯を通じた健康を保つ	30	スポーツ推進事業 ※再掲 62	地域で活動するスポーツ関係団体等の多様な主体と連携して地域の交流を促進し、誰もがスポーツに親しめる地域づくりを進める。	地域振興課 日吉出張所
	31	健康づくり普及啓発事業	区役所窓口モニターで健康情報の周知を行うとともに、生活習慣病のリスクが高い方に対して栄養に関する講話や調理実習を行う。	地域支援課
	32	生活習慣病予防相談、生活習慣病重症化予防事業	特定健診受診者の中から 40～69 歳かつ特定健診対象外で一定の基準値に該当する方へ受診勧奨を行う。	地域支援課
	33	骨粗しょう症予防事業	離乳食を通じ家族の健康を考える機会として、乳児の親子を対象に骨粗しょう症予防講座を開催する。	地域支援課

方針 1-3 《参加する》#地域活動、#ボランティア

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 地域活動に参加する	34	「さいわい縁むす日」事業 ※再掲 57	日頃生活している地域において、人と人とのつながりをつくるため、地域への関心や関わりが薄い層に対して、地域活動に参加するきっかけを作る取組、地域のなかの縁が広がり、地域コミュニティの活性化に資する取組、地域が抱える課題の解決につながる取組に対して、区役所やまちづくりコンサルタントが検討段階から支援する。	地域振興課
	35	市民活動交流イベントの開催 ※再掲 68	様々な分野の市民活動団体が活動を PR する場として、市民活動交流イベントを開催する。	地域振興課
	36	自主グループ交流会 ※再掲 70	介護予防を目的に活動しているグループの活動紹介及び講義による自主グループ交流会を開催する。	地域支援課
	37	子育て支援団体交流会 ※再掲 71	区内の子育て支援団体同士が、互いの活動を知り、新たな活動のきっかけにつなげるため交流会を開催する。	地域ケア推進課
	38	公園を活用した子育て広場（プレーパーク、就学前児童の親子の外遊び） ※再掲 61、92	身近な公園での親子の交流の場や遊び場確保と、子育て支援を担う人材育成を行う。	地域ケア推進課
	39	食生活改善推進員連絡協議会への活動支援及び同推進員養成講座の開催	幸区食生活改善推進員連絡協議会が行う地域活動への支援を行うとともに、次世代の担い手となる同推進員を養成する講座を開催する。	地域支援課
2 ボランティアで地域に参加する	40	認知症サポーター養成講座 ※再掲 8、14、81	認知症の人とその家族への応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催する。	地域支援課
	41	こんにちは赤ちゃん訪問員、すくすく子育てボランティアの養成	子どもの健康を支える様々な事業をサポートいただくボランティアを養成する。	地域支援課
	42	保育ボランティアの養成	市民館保育活動の担い手である保育ボランティアの養成及び資質向上を図る研修を実施する。	生涯学習支援課
	43	シニアの社会参加支援 ※再掲 28	毎年テーマを変え、区民が興味湧く講座を開催し、社会参加のきっかけづくりを行う。	生涯学習支援課 日吉分館
	44	市民エンパワーメント事業	市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むことができるように、市民全体の地域づくりを支援する市民活動・ボランティア活動に関する講座を開催する。	生涯学習支援課 日吉分館
	45	識字ボランティアの養成	識字（日本語）学級の識字ボランティア研修を実施する。	生涯学習支援課
	46	地域の寺子屋コーディネータ養成講座	地域で子どもたちの教育や学習をサポートする「地域の寺子屋」の運営を担うコーディネータを養成する。（教育文化会館と合同実施）	生涯学習支援課
3 将来の担い手につながる活動に参加する	47	中高生向け地域活動ボランティア「さいわいはっぴーボランティア」（はぴ☆ボラ）	中高生が、幸区内の地域活動へ実際に参加するボランティア活動の体験を通して、興味・関心を高める機会をつくる。	地域ケア推進課
	48	保育所、地域子育て支援センター等、区内公的児童施設を活用した子育て支援事業 ※再掲 13、96、108	地域の子ども子育て支援の充実や、子育て力向上をめざし、幸区保育総合支援担当、地域子育て支援センター、公立保育所等を中心とした子育て支援事業を行う。「子育て講座」「育児相談」「交流の場の提供」の実施を行うとともに、区内公民保育所・地域子育て支援センター等の子育て支援関係者を対象とした研修や連絡会を開催する。	保育所等・地域連携担当
	49	大学と連携した地域づくり	川崎市立看護大学と連携した地域づくりの取組を行う。	地域ケア推進課

基本目標 2 つながる

方針 2-1 《つながる》#地域活動、#地域資源

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 地域の活動を知る	50	地区カルテの作成、共有 ※再掲 3	統計情報や地域情報等に基づき、地域の特徴や現状・課題等をまとめた情報を共有する。	企画課 地域ケア推進課
	51	おこさまっぷさいわいの発行	子育て世帯向けに、区内の公園などの地域情報の紹介冊子を編集委員と協働で作成し発行する。	地域ケア推進課
	52	子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね！」の発行	区内の子育て関連施設のイベント情報を発行し、地域子育て支援センター等で配布する。	保育所等・地域連携担当
	53	保健福祉情報さいわいの発行 ※再掲 4	保健福祉に関する情報を掲載し、年 2 回、全世帯へ配布する。	地域ケア推進課
	54	かわさきアプリでの情報発信 ※再掲 6	子育て向けのイベント情報をかわさき子育てアプリで情報発信を行う。	全課
2 幸区の地域資源を活かし、 つながりをつくる	55	町内会・自治会加入促進	町内会・自治会への加入促進を図るため、チラシ等の啓発品を作成し、広く周知を行う。	地域振興課
	56	町内会・自治会活動応援補助金	町内会・自治会に対する地域住民の理解と関心を深め、地域住民が主体となって地域課題の解決等に取り組む活動や様々な住民の参加とつながりを促進し、町内会・自治会への自発的な加入を促進するに当たり、それに要する費用の一部について補助金を交付する。	地域振興課
	57	「さいわい縁むす日」事業 ※再掲 34	日頃生活している地域において、人と人とのつながりをつくるため、地域への関心や関わりが薄い層に対して、地域活動に参加するきっかけを作る取組、地域のなかの縁が広がり、地域コミュニティの活性化に資する取組、地域が抱える課題の解決につながる取組に対して、区役所やまちづくりコンサルタントが検討段階から支援する。	地域振興課
	58	公園、街路樹の愛護活動の支援	公園緑地愛護会や管理運営協議会を支援することにより、市民との協働による公園の管理運営を進める。	道路公園センター
	59	花と緑のさいわい事業	区内の緑化推進と区民の緑化意識の向上を図るため、ボランティア及び区内の学校と協働で公共花壇花植えを行う。	地域振興課
	60	日吉のタカラモノ活用事業	地域で活動する団体・個人が、日吉地区に点在する自然・歴史・文化などの豊富な地域資源を活かしたまちづくりを推進する。	日吉分館
	61	公園を活用した子育て広場（フレパーク、就学前児童の親子の外遊び） ※再掲 38、92	身近な公園での親子の交流の場や遊び場確保と、子育て支援を担う人材育成を行う。	地域ケア推進課
3 地域に根ざした イベントから つながりをつくる	62	スポーツ推進事業 ※再掲 30	地域で活動するスポーツ関係団体等の多様な主体と連携して地域の交流を促進し、誰もがスポーツに親しめる地域づくりを進める。	地域振興課 日吉出張所
	63	音楽のまち推進事業	市民館など、区民が身近な場所で音楽に楽しめる環境をつくる。	地域振興課
	64	さいわいものづくり体験事業	科学技術を体験的に学べる「さいわいテクノ塾」、「科学とあそびが幸せな一日」を開催する。	地域振興課
	65	みんなで子育てフェアさいわい	地域の親子との交流を深め、安心して暮らせる地域づくりを目指し、子育て支援機関と連携して「みんなで子育てフェアさいわい」を実施する。	地域ケア推進課
	66	子育て広場・子育てパーク日吉ひろばであそぼう	子育て中の親子の情報交換や仲間づくりを目的として子育て広場を実施する。	生涯学習支援課 日吉分館
	67	地区社会福祉協議会が実施する地域活動の支援 ※再掲 94	地区社会福祉協議会が地域で実施する、介護予防や閉じこもり予防活動、子育て支援サロンの活動支援を実施する。	地域支援課

方針 2-2 《育む》# 交流の場、# 新たな活動

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 互いの活動を知り 活力を生む 交流の場をつくる	68	市民活動交流イベントの開催 ※再掲 35	様々な分野の市民活動団体が活動を PR する場として、市民活動交流イベントを開催する。	地域振興課
	69	生涯学習交流集会の開催	【幸市民館】 市民自主学級・市民自主企画事業等の報告を含めた発表交流会を実施する。 【日吉分館】 日吉分館で活動している団体の交流を目的に成果発表・事業報告を実施する。	生涯学習支援課 日吉分館
	70	自主グループ交流会 ※再掲 36	介護予防を目的に活動しているグループの活動紹介及び講義による自主グループ交流会を開催する。	地域支援課
	71	子育て支援団体交流会 ※再掲 37	区内の子育て支援団体同士が、互いの活動を知り、新たな活動のきっかけにつなげるため交流会を開催する。	地域ケア推進課
2 人が集い 新たな活動を育む	72	ソーシャルデザインセンター (SDC) の運営支援 ※再掲 77	人や団体・企業、資源・活動をつなぐソーシャルデザインセンター (新川崎タウンカフェ内) の運営を支援する。	企画課
	73	幸区市民活動コーナーの設置	区内の市民活動の活性化を支援するため、利用団体と協働で管理運営する。	地域振興課
	74	市民館コミュニティ推進事業	学びを通して人・つながり・地域づくりを支える市民館を目指して多様な主体が会いつながらとともに、市民が自ら地域の課題解決や活動・交流に参加しているよう支援する。	生涯学習支援課
	75	子育て支援団体への公共スペース、遊具の貸出	子育て中の親子等が集い憩うことのできる区役所づくり推進のため、子育て支援団体向けに、日吉おやこであそぼうランドや幸区役所で遊具等の貸し出し YOOGOO (ユージー) を行う。	地域ケア推進課 保育所等・地域連携担当
	76	市民主体の活動の場の情報の広報	保健福祉情報さいわい等の区広報で区民主体の活動を紹介し発信する。	地域ケア推進課
3 新たな地域活動の 創出を育む	77	ソーシャルデザインセンター (SDC) の運営支援 ※再掲 72	人や団体・企業、資源・活動をつなぐソーシャルデザインセンター (新川崎タウンカフェ内) の運営を支援する。	企画課
	78	提案型協働推進事業	地域課題解決に資する公益性の高い事業を実現できる市民活動団体等から事業提案を募集し、協働して事業を行う。	企画課
	79	市民自主学級	地域社会の課題解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政の協働により行い、市民の主体的な生涯学習を支援する。	生涯学習支援課、 日吉分館
	80	市民自主企画事業	市民と行政の協働により学習事業を実施し、市民の主体的な取組を支援する。	生涯学習支援課、 日吉分館

方針 2-3 《支え合う》#多様性、#見守り

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 講座、展示、 体験から 理解を深める	81	認知症サポーター養成講座 ※再掲 8、14、40	認知症の人とその家族への応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催する。	地域支援課
	82	パラスポーツ体験会の開催	様々な世代の住民同士が障害の有無に関わらず、スポーツを通して交流が図られるよう取組を進める。	地域振興課
	83	多様な人が地域で共に暮らすことへの意識向上	認知症の方や障害のある方など、多様な人が地域で共に見守り、支え合う取組を推進する。	地域ケア推進課
2 地域に住む人が 見守り・支え合う 意識と関係をつくる	84	地ケア出張出前講座の開催	地区カルテ等を活用した統計からみるまちの実態を共有し、まちパタの活用や具体事例の紹介による対話のワークショップ等を開催する。	地域ケア推進課
	85	ご近所支え愛事業	町内会・自治会単位で部会を設置し、地域の気になる高齢者等の情報を共有し、地域でできる支援内容の検討及び見守り活動を実施する。	地域ケア推進課 地域支援課 高齢・障害課
	86	民生委員児童委員による見守り支援	福祉に関するご近所の相談役として、ひとり暮らし高齢者の実態把握など、見守り・安否確認を行う。	高齢・障害課
	87	地域見守りネットワーク事業	民間事業者と連携し、異変が生じた状態や何らかの支援を必要とする方々を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守る体制を確保する。	地域ケア推進課
	88	知的障害者の社会参加活動及び余暇活動の支援	サンデーフレンドパークを実施する。	生涯学習支援課
3 地域の 身近な場から 見守り・支え合う 意識と関係をつくる	89	赤ちゃんハイハイあんのつどいの開催	日吉地区で、就学前の親子と中学生や、地域の子育て支援ボランティア等との世代間交流を目的に、ハイハイあんの大会や親子で楽しめる遊びを提供する。	地域支援課
	90	あかちゃん銭湯でコンニチワ！	街中の銭湯で赤ちゃんをボランティアに預け、母親がゆっくり入浴しながら、母親同士の交流、親子遊びの体験などを行う。	地域ケア推進課
	91	地区の赤ちゃん相談	北加瀬・鹿島田・南加瀬・小倉地区で月1回開催される町内会のボランティア主催の育児相談会に合わせ、身長・体重計測及び、保健師、助産師、栄養士による個別相談を実施する。	地域支援課
	92	公園を活用した子育て広場（プレーパーク、就学前児童の親子の外遊び） ※再掲 38、61	身近な公園での親子の交流の場や遊び場確保と、子育て支援を担う人材育成を行う。	地域ケア推進課
	93	子育てグループの育成支援	区役所で開催する多胎児の親のつどい「ツインズさいわい」、障害のある子の親の会「どんぐりの会」の活動支援を行う。	地域支援課
	94	地区社会福祉協議会が実施する地域活動の支援 ※再掲 67	地区社会福祉協議会が地域で実施する、介護予防や閉じこもり予防活動、子育て支援サロンの活動支援を実施する。	地域支援課

基本目標 3 とどく

方針 3-1 《届ける》#専門性の高い情報

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 子育て期の 専門性の高い情報を 的確に届ける	95	新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業 ※再掲 21	生後 4 か月目までの赤ちゃんのいるご家庭に対し、訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定や相談を行う。または、子育て家庭と地域とのつながりをつくるため研修を受けた地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける。	地域支援課
	96	保育所、地域子育て支援センター等、区内公的児童施設を活用した子育て支援事業 ※再掲 13、48、108	地域の子ども子育て支援の充実や、子育て力向上をめざし、幸区保育総合支援担当、地域子育て支援センター、公立保育所等を中心とした子育て支援事業を行う。「子育て講座」「育児相談」「交流の場の提供」の実施を行うとともに、区内公民保育所・地域子育て支援センター等の子育て支援関係者を対象とした研修や連絡会を開催する。	保育所等・地域連携担当
	97	保育所入所に関する各種相談・支援	多様な保育事業に関する情報提供を行い、保育の選択肢を広げる相談・支援を行う。	児童家庭課
2 高齢者、障がい者への 専門性の高い情報を 的確に届ける	98	高齢者向けの制度利用案内	介護保険制度や高齢者向けの各種制度利用に関する案内冊子を配布し、相談対応を行う。	高齢・障害課
	99	障害者向けの制度利用案内	障害者向けの各種制度利用に関する案内冊子を配布し、相談対応を行う。	高齢・障害課
	100	精神保健家族教室	精神疾患の患者を抱える家族への疾病理解や対応、交流を図る講座を開催する。	高齢・障害課
3 多様な暮らしに 対する 専門性の高い情報を 的確に届ける	101	弁護士等による区民相談窓口の開設	暮らしの中で生じるさまざまな疑問やトラブルの解決にむけて、法律相談、税務相談、住宅相談など、様々な専門家による相談対応を行う。（原則予約制）	地域振興課
	102	健康リビング（住まい方）に関する情報周知	結露・カビの発生等の室内の空気環境、給排水、食品・台所の衛生、ダニ等の生物等について、相談対応を行う。	衛生課
	103	外国人市民向けパンフレット等による情報周知	区役所から提供する各種制度について、外国語対応による情報提供を行う。	全課
	104	外国人市民向け情報コーナーの設置	外国人市民向けに、外国語対応のパンフレット等を一括して取得できる情報コーナーを設置する。	総務課

方針 3-2 《充実させる》#相談支援機能

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 子育て期の相談支援機能を充実させる	105	子育て期の保護者・子ども等への的確な相談支援の実施	育児や子どもの発達相談、思春期相談、いじめや不登校に関する相談などに専門職が対応する。子育てに不安や悩みを抱えている保護者に対して相談・支援を行い、必要に応じて各種専門機関につなげる。保育、医療、ひとり親家庭支援などの所管業務を通じた相談・支援を実施する。	地域支援課 学校・地域連携担当 保育所等・地域連携担当 児童家庭課
	106	発達支援に関する保護者向け学習会	2～3歳の子どもの発達やイヤイヤ期の対応方法等子育てプログラムをテーマにした学習会を開催する。	地域支援課
	107	乳幼児特別相談、アレルギー相談	小児科医が、0歳から就学前の子どもの疾病や発達上の心配などについて、相談を受ける。また、アレルギー素因保有者に対して、問診・診察を行い、気管支喘息等アレルギー疾患発症を予防する。	地域支援課
	108	保育所、地域子育て支援センター等、区内公的児童施設を活用した子育て支援事業 ※再掲 13、48、96	地域の子ども子育て支援の充実や、子育て力向上をめざし、幸区保育総合支援担当、地域子育て支援センター、公立保育所等を中心とした子育て支援事業を行う。「子育て講座」「育児相談」「交流の場の提供」の実施を行うとともに、区内公民保育所・地域子育て支援センター等の子育て支援関係者を対象とした研修や連絡会を開催する。	保育所等・地域連携担当
	109	スクールソーシャルワーカーによる小中学生への支援	市立学校において課題を抱えた児童・生徒に対し、生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築等、多様な手法を用いて問題解決を図って、効果的な支援を行う。	学校・地域連携担当
	110	サポートが必要な子どもへの学習支援（生活保護受給世帯、ひとり親世帯）	生活保護受給世帯等の自立支援を目的として、区内2カ所で小学校3年生から中学校3年生までを対象とした週1回から2回の学習支援を実施する。	保護課
2 高齢者、障がい者の相談支援機能を充実させる	111	高齢者、障害者への的確な相談支援の実施	高齢者、障害児者への各種相談支援対応を行う。高齢者虐待、障害者虐待に対する対応を行う。	高齢・障害課
	112	ひとり暮らし高齢者等見守り調査による生活支援	ひとり暮らし等高齢者の実態把握と見守り対象者の選定を行い、民生委員等による定期的な見守り・安否確認を行う。	高齢・障害課
	113	成年後見制度への対応の充実	地域包括支援センターや関係機関と連携し、制度の普及・啓発、利用支援を行う。親族申立が困難な方について市長申立を行う。	高齢・障害課
	114	地域包括支援センターとの連携による相談支援の実施	高齢者からの相談に対して、地域包括支援センターと連携し、的確な相談支援を行う。	高齢・障害課
	115	障害者相談支援センターとの連携による相談支援の実施	障害のある方からの相談に対して、障害者相談支援センターと連携し、的確な相談支援を行う。	高齢・障害課
3 多様な暮らしに関する相談支援機能を充実させる	116	外国の方への日本語学習支援	外国人市民等が日本で安心して暮らせるように、ボランティアの支援により日常生活に必要な基礎的日本語を身につける場を開催する。	生涯学習支援課
	117	ペットの飼養に関する相談・支援、専門用具の貸出	「あかちゃんとスマイルすまい」、「健康！快適！スマイル住まい」等リーフレットを用いた普及啓発、ねずみ、衛生害虫等の相談など、衛生的な住環境の相談・支援を行う。また、ペットの飼養に関する相談・支援を行う。	衛生課

方針 3-3 《進める》#防災、#防犯、#訓練

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 防犯・防災に関する普及啓発	118	安全・安心パトロールの実施	犯罪や交通事故を未然に防止するため、青色回転灯による防犯パトロール、地域による子どもの見守り等、防犯や交通安全の取組を警察署と連携して行う。	危機管理担当
	119	交通安全普及啓発事業	幅広い世代に対して交通安全意識の向上を図るため、交通安全教室などを通じて、交通安全意識の習得などを目的とした普及活動を行う。	危機管理担当
	120	ぼうさい出前講座 ※再掲 15	市が行う防災対策の説明や、各個人・家庭でできる防災対策の解説等を行い、防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図る講座を開催する。	危機管理担当
2 災害時に備えた関係機関との実践的な情報の共有	121	幸区災害対策協議会での情報共有	幸区における地域住民、企業、関係団体等と行政が大規模災害等に備え、必要な対応策の協議・検討を行うとともに、防災・減災に関する情報収集・共有を図るため、幸区災害対策協議会を運営し、災害対応力及び地域防災力の向上に向けた取組を実施する。	危機管理担当
	122	自主防災組織等活性化講座の実施	地域ごとに組織されている、自主防災組織の活性化に資する講座を開催する。	危機管理担当
	123	災害時要援護者避難支援制度	制度の広報、対象者の把握、地域における日頃からの見守り支援の推進、必要に応じた登録の勧奨を行う。	危機管理担当 高齢・障害課
	124	関係機関、近隣自治体との連携体制に向けた情報共有の実施（地域防災連携部会）	自主防災組織、避難所運営会議、防災関係団体との連携強化を図るため部会を開催する。	危機管理担当
3 災害時に備えた関係機関との連携と訓練の実施	125	避難所開設・運営訓練の実施	災害が発生、または発生する恐れがある場合に、円滑な避難所開設と運営ができるよう、自主防災組織、施設管理者、市職員が連携して実践的な訓練を実施する。	危機管理担当
	126	帰宅困難者対応に向けた地域関係機関との情報共有・訓練の実施（帰宅困難者対策部会）	川崎駅西口、新川崎駅・鹿島田駅周辺における行動ルールに基づいた帰宅困難者対策訓練を実施し、帰宅困難者対応に向けた地域関係機関との情報共有を図る。	危機管理担当
	127	保健医療関係機関との情報共有・訓練の実施（医療救護部会）	医療機関との訓練を実施し、幸区における大規模災害時の医療救護体制及び医療救護活動の拠点となる医療救護所の機能の充実・強化を図る。	地域ケア推進課 地域支援課 衛生課
	128	要援護者支援に向けた関係機関との情報共有・訓練の実施（要援護者支援部会）	二次避難所（福祉避難所）の開設・運営、要援護者支援の検討を進める。	高齢・障害課 児童家庭課

基本目標 4 すすめる

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 地域包括ケアを推進する基盤体制	129	幸区地域包括ケアシステム推進本部会議、プロジェクト会議	地域包括ケアシステム推進に係る区的意思決定を行う。	企画課 地域ケア推進課
	130	地域福祉計画推進会議	地域福祉計画の策定及び変更に関する協議、進捗状況の管理及び評価に関する協議を行う。	地域ケア推進課
	131	地域包括ケアシステムネットワーク会議	幸区における地域住民、企業、関係団体等と行政が川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく必要な協議・情報共有を行うための会議を開催する。	地域ケア推進課
	132	幸区民アンケートの実施	日常生活や区政に対する幸区民の意識を多面的に調査することにより、区民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、区政運営や地域課題解決に向けた取組の参考とする。	企画課
	133	幸区職員向け研修の実施	地域包括ケアシステムや地域マネジメントに関する幸区職員向け研修を実施する。	地域ケア推進課 地域支援課
	134	地区別担当チームの設置	幸区職員を組織横断的に地区担当を配置し、地域情報の把握・整理・集約を行う。	企画課
2 多様な関係機関の連携体制	135	ご近所支え愛推進会議	ご近所支え愛事業実施部会があつまり、部会活動の情報共有を行う会議を開催する。	地域ケア推進課
	136	地域包括支援センター連絡会議	幸区内地域包括支援センターの運営等に係る実務的な事項の協議やセンター相互の情報共有を行うため、原則月1回の会議を開催する。	高齢・障害課
	137	介護支援専門員連絡会議	幸区内の利用者に係る居宅介護支援事業所が参加し、幸区における介護支援専門員の資質向上を図る会議を年2回開催する。	高齢・障害課
	138	幸区在宅療養推進協議会との連携	地域における医療・介護が連携した在宅医療の取組を行う幸区在宅療養推進協議会との連携を図る。	高齢・障害課
	139	幸区地域自立支援協議会	障害児者が地域生活を送るための幸区の地域課題について整理し、必要な取組みを行う会議を原則月1回開催する。	高齢・障害課
	140	幸区精神保健福祉連絡会	幸区内を中心とした精神保健福祉関係機関及び団体等が地域の精神保健福祉の課題について検討する連絡会を原則月1回開催する。	高齢・障害課
	141	幼保小連携事業	区内の幼稚園、保育所、小学校等との連携を深め、子どもの連続した育ちを支援するため、連絡会や研修及び保育実習等を開催する。	保育所等・地域連携担当 学校・地域連携担当
	142	幸区子ども総合支援ネットワーク会議	幸区における子ども支援及び関係機関等による情報交換、相互協力等を行うための会議を開催する。	地域ケア推進課
	143	要保護児童対策地域協議会 幸区実務者会議	地域で子どもの虐待予防や要保護児童等の早期発見・適切な支援の実施等に取組むとともに、効果的な連携・支援体制の強化を目的とした実務者会議（代表者部会・連携調整部会、各種研修会等）を開催する。	地域支援課
	144	幸区健康づくり推進連絡会議	幸区の健康課題の協議、関係機関とのネットワークづくりを図るための会議を年2回開催する。	地域支援課

第7期幸区地域福祉計画は、外部有識者や区民で構成する「幸区地域福祉計画推進会議」、幸区役所の区部長級で構成する「幸区地域包括ケアシステム推進本部会議」（以下、「幸区地ケア本部会議」という。）や、同じく課長級で構成する「幸区地域包括ケアシステム推進プロジェクト会議」での議論し、令和5(2023)年度に策定作業を進めました。

計画素案作成に向けた検討

外部有識者

幸区地域福祉
計画推進会議
市社会保障審議会
地域福祉分科会

第1回

6/23

第6期評価
計画体系図
重点事業検討

第2回

8/1

計画体系図
全体構成

内部検討

幸区地ケア
本部会議

〔区役所
内部検討〕

第1回

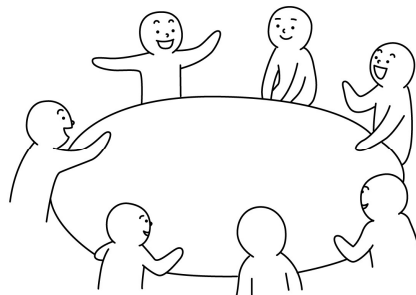
4/12

スケジュール
主な考え方
について

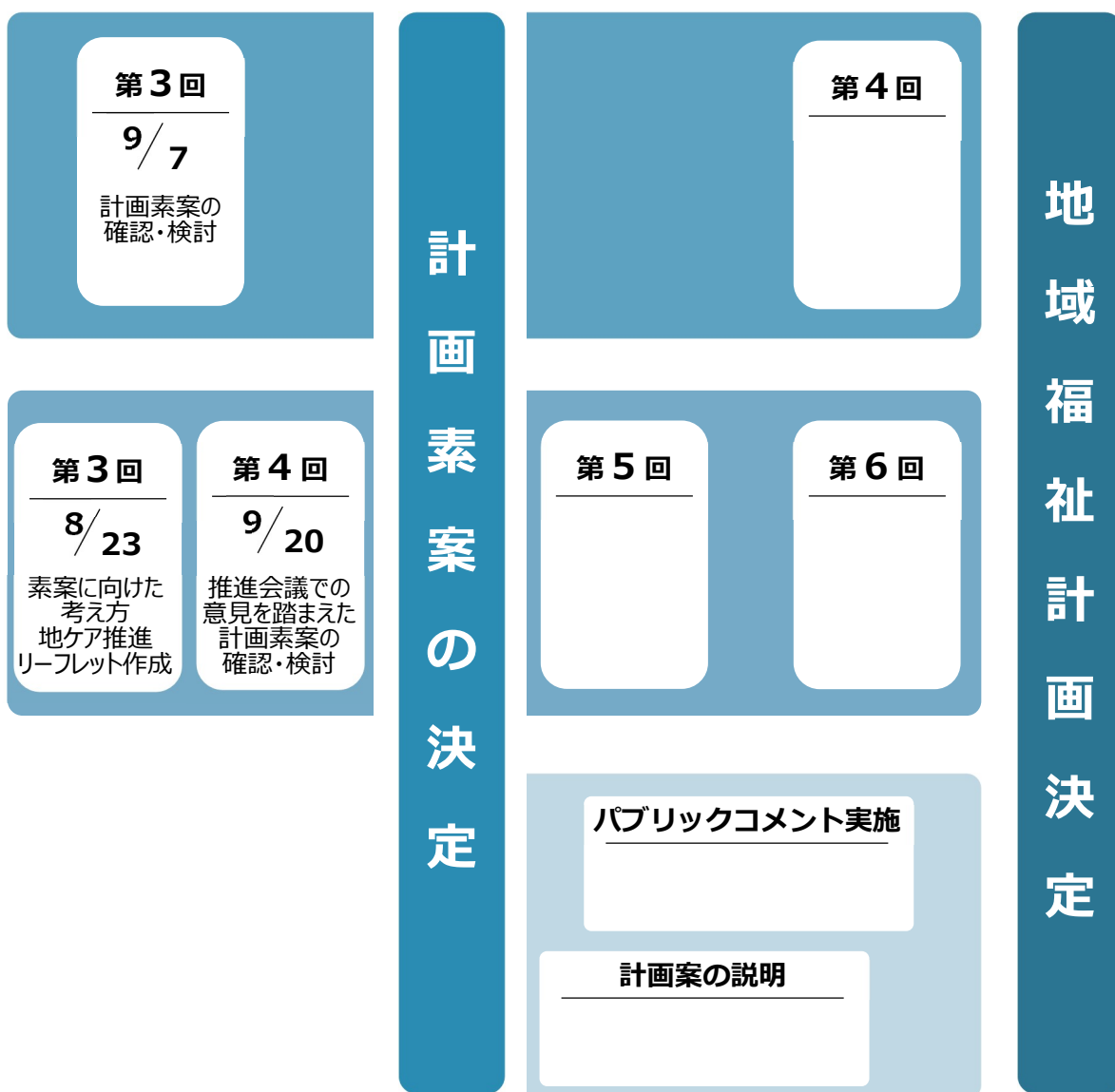
第2回

7/5

計画体系図
全体構成
各事業検討



▶▶▶ 計画案に関する意見聴取



3 各種要綱

幸区地域福祉計画推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区地域福祉計画推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(会議の目的)

第2条 区長は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関する事
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関する事
- (3) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 区長は、次に掲げるものを会議の委員として就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者又は関係者
- (3) 公募市民
- (4) その他区長が認めた者

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、幸区地域福祉計画の計画期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

幸区地域福祉計画推進会議委員名簿

任期 令和3年7月1日～令和6年3月31日

氏 名	所 属
北 島 洋 美	日本体育大学
三 條 明 良	幸区医師会
加 藤 満 治	幸区社会福祉協議会
大 竹 薫	幸区社会福祉協議会 事務局
網 屋 英 子	幸区民生委員児童委員協議会
川喜田 智 子	幸区民生委員児童委員協議会（主任児童委員）
滝 澤 富士子	幸区町内会連合会
高 橋 正	日吉商店街連合会
高 山 君 子	川崎市育成会手をむすぶ親の会幸支部
和 田 かよ子	川崎市幸区身体障害者協会
伊 藤 歩	夢見ヶ崎地域包括支援センター
大 塚 謙一郎	幸区地域教育会議
岩 川 舞	さいわいソーシャルデザインセンター
近 藤 多 恵	市民公募委員
三 宅 礼 子	市民公募委員

(順不同 敬称略 職名は在任中のもの)

幸区地域包括ケアシステム推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市における地域包括ケアシステムの構築及びコミュニティ施策の推進に向け、幸区における施策の企画及び立案を行い、地域包括ケアシステム推進ビジョン及びこれからのコミュニティ施策の基本的考え方に基づく具体的な取組を着実に推進するため、幸区地域包括ケアシステム推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区域における地域包括ケアシステムに係る企画及び立案に関すること。
- (2) 区域における地域包括ケアシステムに係る施策及び地区エリアの調整に関すること。
- (3) これからのコミュニティ施策に係る企画及び立案に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(プロジェクト)

第6条 推進本部に付議する事項に関し必要な事項を調査・協議するため、推進プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課及びまちづくり推進部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月23日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）幸区地域包括ケアシステム推進本部員

1	区長
2	副区長
3	区民サービス部長
4	日吉出張所長
5	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
6	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
7	道路公園センター所長
8	まちづくり推進部総務課長
9	まちづくり推進部企画課長
10	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
11	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長

幸区地域包括ケアシステム推進本部プロジェクト設置要綱

(目的及び設置)

第1条 幸区地域包括ケアシステム推進本部設置要綱第6条に基づき、「幸区地域包括ケアシステム推進プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の課題の把握・整理に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムについての啓発に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの調査・研究に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトは、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)所長をもって充てる。
- 3 副委員長は、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、プロジェクトを統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクトの会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

- 2 プロジェクトの委員は、会議に出席できない時は、その指名する者を代理で出席させることができる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 プロジェクトの庶務は、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月16日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月23日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）幸区地域包括ケアシステム推進プロジェクト委員

1	区民サービス部日吉出張所長
2	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
3	担当課長（危機管理担当）
4	まちづくり推進部総務課長
5	まちづくり推進部企画課長
6	まちづくり推進部地域振興課長
7	まちづくり推進部生涯学習支援課長
8	区民サービス部区民課長
9	区民サービス部保険年金課長
10	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
11	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長
12	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当課長（保育所等・地域連携担当課長）
13	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当課長（学校・地域連携担当課長）
14	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課長
15	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長
16	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長
17	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課長
18	道路公園センター管理担当課長

みんなであつなごう幸の未来

幼少期の頃から一人ひとりが自分のために力をつけることから始め、ライフステージに合わせて地域との関わりを持ちながら、周りの人たちと協力し、助け合っていきましょう

地域包括ケアシステム	
自助	互助
一人ひとりが行うこと 自分の健康管理をすること、学習すること、友達づくり	周りの人と協力して行うこと ボランティア活動、地域活動、地域での助け合い
共助	公助
専門の人が行うこと	
介護保険制度、医療保険制度によるサービスの提供	社会福祉などの行政サービスの提供



地域のいろいろな人と積極的に関わること

- ・地域のボランティア活動などに参加をする
- ・困っている人に声をかけるなど

地域のつながりを大切にして助け合い、いきいきと活動すること

- ・生きがいつくりをする
- ・介護予防をする
- ・地域の輪を次世代につなぐなど

社会で働き、地域で活躍すること

- ・働いて自分の夢を実現する
- ・町内会・自治会など地域活動に参加する
- ・子育てサークルなど地域での仲間づくりなど

ボランティア活動に参加する

地域のいろいろな人を知り、交流すること

- ・近所の人にあいさつをする
- ・子ども会や地域のイベントなどに参加をしていろいろな人と交流する

自分のために力をつけること

- ・バランスのとれた食事、歯みがき、手洗いうがい、早寝早起きをして規則正しい生活をする
- ・運動する
- ・学習する
- ・友だちをつくるなど

一人ひとりが行うこと(自助)と周りの人と協力して助け合うこと(互助)をみんなで取り組むことが大切なんだね。

今からできることを少しずつ始めればみんなが暮らしやすいまちになるね。

第7期幸区地域福祉計画（案）

【発行年月】 令和5（2023）年11月

【編集・発行】 川崎市幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
地域ケア推進課

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町 1-11-1

T E L 044-556-6730

F A X 044-556-6659

E-mail 63keasui@city.kawasaki.jp